

阿賀野市公共施設におけるキッチンカー等の出店に係る要領【試行運用】

1 目的

阿賀野市公共施設の敷地内におけるキッチンカー等移動販売車(以下、「キッチンカー等」という。)による出店及び公共施設内での飲食物等物品販売について、市が許可を与えるために必要な事項を定める。

2 出店場所

出店を希望する施設の所管課と事前に協議すること。

1台(1店) 10㎡程度(2m×5m)

※飲食物については、飲食禁止施設又は区域を除く。

3 飲食物の販売品目

営業許可又は届出の範囲内の商品(酒類を除く。)

キッチンカー等の場合は、自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの ※原則キッチンカー等以外での調理は不可とする。

4 出店申請資格〔(1)～(3)は飲食物の場合〕

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申請することができる。

(1) 使用場所(阿賀野市の公共施設)及び営業内容に必要なかつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。

(2) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える人(食品衛生責任者資格を有する人)

(3) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条)に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者でなく、その構成員及びそれらの協力者、暴力団員等と密接な関係がないこと。

5 試行運用期間

令和8年3月31日まで(予定)

6 出店可能日時

各施設の所管課が設定する。 ※準備・撤去の時間を含む。

7 使用料(1日・1回)

710円/1台(1店) ※市主催のイベント等で出店料等を定めている場合を除く。

8 出店について

(1)提出書類

〔共通〕

ア 財産使用許可申請書(出店位置図を含む。)

イ 出店申込日・販売品記入用紙

ウ 誓約書(様式1)

〔飲食物販売の場合〕

エ 阿賀野市内での販売に必要な営業許可書又は営業届出書の写し

オ 食品衛生責任者資格を証する書類の写し

カ 生産物賠償責任保険(PL保険)の証明書の写し

キ キッチンカー等の場合は、車検証の写し及び販売時の状態がわかる車両写真

※必要書類のウ～キについては更新等がない場合、同一年度内であれば2回目以降の提出は不要とする。ただし、申請時に本人確認できるもの(運転免許証等)を提示すること。

(2)申請時期 出店日の15日前まで または
出店希望月の前月の1日から15日まで(1か月ごとに申請可能)

(3)許可通知

提出書類を基に審査し、申請者に許可書を交付する。
(阿賀野市財務規則第209条第5項による。)

(4)許可の取消

次のいずれかに該当する場合は出店許可を取消することができるものとする。

ア 出店許可を受けた者(以下「出店者」という。)が許可を受けた使用目的に違反したとき。

イ 出店者がこの要領又は市長の指示した事項に違反したとき。

ウ 公序良俗に反する使用をした場合

エ ア～ウのほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

9 出店当日

(1)出店準備前、出店する施設に申請者(飲食物の場合は食品衛生責任者資格を有する者)の身元確認証(運転免許証等)を提示すること。

なお、市が交付する「許可書」を当日持参すること。

(2)販売終了後は、出店者の負担において出店場所を現状に回復すること。また、売上報告書(様式2)を出店した施設に提出すること。

10 注意事項

(1)出店に必要な電気、水道等は出店者が用意し、火気を使用する場合は、消火器を設置すること。

(2)公共施設の敷地内・建物内は全て禁煙であるため、それに準ずること。

(3)使用エリアで利用者の飲食用の机や椅子を設置しないこと。

(4)出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、使用者の責任と負担で実施すること。

(5)出店施設の敷地内及び建物内で客引き、宣伝は行わないこと。ただし、許可区画内においては認める。

(6)出店による事故やトラブルが発生した場合は、出店者の責任において対処すること。また、トラブル等が発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。

(7)出店の権利を譲渡・転貸しないこと。

(8)天災地変その他の避けることができない理由により出店中止を命ずる場合がある。それにより発生した損害に対して、市は補償を行わない。

11 損害賠償

(1)出店者はその責めに帰す理由により施設の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではない。

(2)出店者は出店場所の使用に当たり、阿賀野市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(3)実施に当たり、出店者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。

12 定めのない事項等の処理

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(阿賀野市の条例、規則を含む。)の定めるところによるもののほか、本市と出店者において協議の上、処理するものとする。